

新型コロナウイルス感染拡大防止について（1月改訂）

真庭市立小・中学校では、感染拡大防止対策に努め、教育活動を行ってまいります。感染が確認された際の対応を次のとおりとします。（今後の状況によって対応を変更する可能性があります。）

◎感染に伴う出席停止や臨時休業等の基本的な考え方

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱咳等の症状あり P C R ・ 抗原検査等受検
児童生徒本人 (教職員本人)	治癒するまで 出席停止	原則として2週間 出席停止(※1)	出席停止 (※2)
当該学校	原則として休業としない (※3)	休業としない	休業としない
当該学校 以外の学校	休業としない		

「※1」…感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算

児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等と相談の上、個別に対応する。

「※2」…保健所等と相談の上、発熱咳等の症状がなくなるまで、または検査結果判明まで出席停止とする。

「※3」…学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、必要最低限の範囲での休業を検討する。

- 出席停止の日数及び登校可能となる日については、保健所の指導のもと、真庭市教育委員会として決定します。

◎ 学校における感染拡大防止の対応について

【感染拡大の防止】について

- ① 3密（密閉・密集・密接）の重なりを回避した学校生活及び教育活動を引き続き工夫します。
- ② 基本的な感染症防止対策（手洗い、マスクの着用等）について指導を続けます。
- ③ 一日に一回以上、必要な箇所の消毒を行います。
- ④ 発熱等の風邪症状が見られる教職員は出勤を控えます。

【プライバシーの保護や人権への配慮】について

- ① 児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、本人及び保護者の了解のもと、不確実な噂の流布を避け、対応を明確にするため、原則学校名は公表します。
- ② 児童生徒へは、感染症についての正しい理解、プライバシーの保護や人権への配慮について、学習を行っていきます。

◎ 家庭における感染拡大防止についてのお願い

【感染拡大の防止】について

- ① 感染拡大防止のため、引き続き手洗いの励行、マスクの着用にご協力ください。また、家庭での児童生徒の健康観察と毎朝の検温をお願いいたします。
- ② 発熱等の風邪症状が見られるときには、自宅で休養してください（欠席扱いにはなりません）。体調に不安がある場合は、真庭保健所（0867-44-2990）に相談してください。
- ③ 感染に伴う臨時休業等の対応については、保健所の指導のもと、市教委との協議により決定します。
- ④ 保健所が決定した濃厚接触者への連絡を実施するにあたり、市の個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に情報提供することがあることがあります。

【プライバシーの保護や人権への配慮】について

- ① 感染した人が悪いわけではありません。個人を特定することや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ② SNS等による根拠が不明な情報に基づく行動はとらないでください。またそのような情報を拡散しないでください。